

住宅防音工事希望届

(1) 工事希望者等

この希望届の送付者もしくはメール送信者は、工事希望者本人ですか。

- はい → 当希望届のみ提出してください。
 いいえ → 当希望届のほかに委任状（形式自由）の提出が必要です。

(2) 工事の種類

- 防音工事 一挙防音工事 追加防音工事 防音区画改善工事 (要介護 要支援)
 外郭防音工事 (居室あり 玄関等のみ) 工法是正工事

- 空気調和機器機能復旧工事

- 防音建具機能復旧工事 を希望します。

(フリガナ)	()	工事希望者が借家人の場合には、住宅に係る所有権を有する者の住宅防音工事に係る承諾が必要になりますが、承諾は得られていますか。
工事希望者の氏名		(はい ・ いいえ)
工事希望者の住所	<p>〒</p> <p>工事希望者の住所と住宅防音工事を希望する住宅の所在地が異なる場合は、その住宅の所在地を記入してください。</p> <p>〒</p>	
連絡先	Tel	
建築年月日	<p>年 月 (住宅を建て替えている場合は、建て替える前の住宅の建築年月日も記入) 年 月</p>	

※以下の方がお住まいの住宅で、工事を優先的に行うことを希望する場合は該当箇所を四角で囲んでください。

高齢者 (戸) 、 乳幼児 (戸) 、 小中学生 (戸) 、 障がい者 (戸)

住宅防音工事希望届の記入に当たってお読みください。

1 この住宅防音工事希望届は、住宅防音工事に係る希望者を把握し、希望者に住宅防音事業補助金交付申込書を配布するため、提出していただくものです。

2 防音工事

(1) 一挙防音工事

- 初めて行う住宅防音工事です。
 ■世帯人員 + 1 居室までの居室を対象としています。なお、5 居室が限度です。

(2) 追加防音工事

- 従前の新規防音工事(※)を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事です。
 ※初めて行う住宅防音工事で、2 居室以内の居室を対象としていたものです。

- 世帯人員 + 1 居室から、新規防音工事を実施した居室を除いた居室までを対象としています。なお、5 居室が限度です。

- 一挙防音工事及び追加防音工事を実施した住宅は対象となりません。

(3) 防音区画改善工事

- バリアフリー対応住宅や身体障がい者等が居住する住宅等を対象に行う住宅防音工事です。
 ■世帯人員が4人以下の場合は5居室まで、5人以上の場合は世帯人員 + 1 居室までの居室を対象としています。
 ■一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

(4) 外郭防音工事

- 世帯人員にかかわらず、原則として、家屋全体を一つの区画とし、その外郭について実施する住宅防音工事です。
 ■対象となる住宅については、裏面の「別表」をご覧ください。

(5) 工法是正工事

- 第II工法により防音工事を実施した住宅が第I工法を適用する区域内に所在することとなった場合に、第II工法により防音工事を実施した当該住宅の居室について、第I工法の範囲内で実施される必要な工事を行うものです。

<裏面>

3 空気調和機器機能復旧工事

- 住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。

4 防音建具機能復旧工事

- 住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。
- 当局では、1回目の復旧工事の進捗を図るため、現時点においては、2回目の復旧工事（再復旧）の希望届の受付は行っておりません。

5 住宅防音工事希望届に記載された個人情報は、地方防衛局が作成する住宅防音工事希望者名簿に業務の遂行上必要最小限の範囲内で記載されます。

なお、御不明な点は、南関東防衛局へお問い合わせください。

◎問い合わせ先及び送付先 **※電話番号及びメールアドレスのお間違いにご注意ください**

住宅防音工事希望届は「封書」または「電子メール」にて下記宛先までお送りください。

〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎内

南関東防衛局 企画部 住宅防音第1課、住宅防音第2課

TEL : 045-211-7113

MAIL : bouon-hikojo-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp

なお、問い合わせについては、下記の防衛事務所においても行っています。

浜松防衛事務所（浜松飛行場）

〒430-0929 静岡県浜松市中央区中央1-12-4 浜松合同庁舎内

TEL : 053-453-8958

【別表】外郭防音工事対象住宅

区域	対象住宅	特記事項
85W以上	(1) 防音工事を実施していない住宅(集合住宅の場合は住戸。以下同じ。) (2) 防音工事(一挙防音工事、新規防音工事、追加防音工事、防音区画改善工事)を実施している住宅であって、以下の事項に当する住宅 ア 防音工事を実施していない居室がある住宅 各防音工事が完了した日から10年以上経過している場合【特記事項I】 イ 防音工事を実施していない居室がない住宅 各防音工事が完了した日から10年以上が経過している場合であって、原則として、防音建具機能復旧工事に併せて外郭防音工事を実施する場合【特記事項II、III】	I 新規防音工事のみを実施している住宅は、工事完了の日から10年未満であっても対象となります。 II 新規防音工事分の防音建具機能復旧工事に併せて外郭防音工事を実施したいとしても、追加防音工事又は防音区画改善工事を実施している場合には、これらの防音工事が完了した日から10年以上経過していないければ、外郭防音工事の対象とすることはできません。 III 集合住宅については、様々なケース等があることから、対象となる住宅かどうか、事前にご相談・ご確認ください。
75W以上 85W未満	(1) 鉄筋コンクリート造系の集合住宅(以下「RC集合住宅」という。)であって、防音工事を実施していない住戸 (2) 原則として、一挙防音工事等(※)と防音区画改善工事又は外郭防音工事を実施した住戸が混在【特記事項I】しているRC集合住宅【特記事項II】であって、単板プレスドアのように芯材を使用していない玄関建具【特記事項III】が設置されている一挙防音工事等を実施済みの住戸【特記事項IV】	I 一挙防音工事等を実施した住戸の外郭防音工事と防音区画改善工事又は防音工事を実施していない住戸の外郭防音工事を同時に実施することにより混在することとなる場合を含みます。 II 同一敷地内又は同一の利用目的に供されているひとまとまりの土地に複数棟のRC集合住宅が所在する場合であって、それら複数棟のRC集合住宅を同一の管理者が管理している場合を含みます。 III 芯材の有無を確認するため、玄関建具の型番が分かる設計図書や写真等及びカタログ等の提出が必要となりますので、詳しくは事前にご相談ください。 IV 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住戸にあっては、これらの防音工事が完了した日から10年以上経過している場合に限ります。

(※) 一挙防音工事等：一挙防音工事、新規防音工事又は追加防音工事